

第23回期 第3回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成29年9月15日(金) 午後1時30分から午後3時50分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 正一
同 (同)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第4号 浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第3回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためましてこんにちは。委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 また今朝ほどは、北朝鮮のミサイル発射ということで、前回の農業委員会総会の日もそうだったのですが、立て続けに二回、ミサイル発射ということで大変驚きを感じましたが、これといった被害もなかったようで、一安心したところでございます。 また、先日、9月1日の平成29年度前期研修会につきましても、ほとんどの方の参加をいただき研修を受けていただきまして、ありがとうございました。内容を見ますと、農地を守り農地を活用し、なお且つ担い手に繋ぐ活動を強化してくださいというような内容だったと思いますので、それを参考にしながら農業委員会の方の活動をしていきたいと思っております。 本日の議案につきましては1件でございますが、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。議案終了後、作況調査を実施いたしますが、前回も申しましたように、日照不足等で、今になってかなり倒伏が目立つようになってきておりますがそれはそれで、先月8月15日現在では、福島県やや良という作況の調査報告がございしますが、おそらく今日現在で数日後に出るのかと思っておりますので、慎重な判断のほどよろしくお願ひしたいと思っております。 また、農繁期に入り何かと忙しくなってきますので、農作業等での事故防止にも、皆さんで声を掛けて実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。 本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第3回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、5番、会田嘉治委員、6番、佐川健二委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。 日程第3、議案第4号、浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について上程いたします。 事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>

3枚目からが指針になっておりますので、そちらについて説明いたします。

今回改正された農業委員会等に関する法律において、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務として必須業務に位置付けられたということ、業務説明会等の際にも説明させていただきました。この推進を図っていくため法第7条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標およびその方法について指針を定めることとなっております。そこで今回、議案としてその案を提出させていただきました。

この指針を定めるにあたっては、農地利用最適化推進委員さんの意見を聴かなければならないこととなっております。今回の決定にあたって推進委員の皆様からご意見をいただき、その意見を反映して、定めることとなります。

この指針の原案につきましては、全国農業会議所から各農業委員会に示されている例をもとに、農地等の利用の最適化とされる、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への集積・集約化」、「新規参入の促進」にかかる数値目標およびその方法が記載されております。

指針の具体的な中身の説明ですが、3枚目、第2の具体的な目標と推進方法の1、遊休農地の発生防止・解消についての表があります。管内の農地面積という欄がありますが、これにつきましては、これまでの耕地面積の推移に基づき試算し、記載したものでございます。

次にそれぞれの目標値ですが、この指針は第1の基本的な考え方に記載ありますとおり、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に合わせて平成35年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うこととされています。そのため、3年後の目標があり、最終目標の年が平成35年になってございます。

先ほど申し上げました一つ目の「遊休農地の発生防止・解消」については、注1に記載ありますとおり、全国運動といたしましてゼロを目標にするため、平成35年の遊休農地面積はゼロとさせていただきました。3年後の目標は中間でありますので、現状の半分の数値に設定しております。ここでの遊休農地というのは、皆様に調査いただいている分類で言うA分類、再生可能な荒廃農地の数値でございます。ですので、平成35年までにすべてを解消するというわけではなく、荒廃の程度が進めばB分類となり、非農地判断されることによって、最終的にはA分類とされる農地をなくすことが目標となっております。

次に、次のページの中段、2に「担い手への集積・集約化」の目標値ですが、国は基本的に平成35年度までに、農地面積の8割を担い手に集積とすることとしておりますが、注意書きの1にありますとおり、その目標とは別に浅川町では平成27年に構想を立てており、平成37年度までに7割を集積すると記載されておることから、その構想に沿った目標値を記載させていただいております。この最終目標の平成35年3月につきましては、町の計画よりも2年前の設定ですので、7割よりも低い6割に設定したところでございます。その目標に向かった形で、3年後の集積率を35%に設定させていただきました。その下の表の参考につきましては、総農家数等については、農地面積同様、これまでの統計等の推

	<p>移に基づき試算させていただきました。担い手欄につきましては、上記の集積目標を達成していくための目標値ということでございますので、担い手は増加する値を記載させていただいております。</p> <p>それから最後のページの中段の3の「新規参入の促進」の目標値についてです。先ほど言いました遊休農地の解消、担い手への集積の目標のためには、当然、新規参入も必要であるとの考えからの目標値として記載させていただいております。</p> <p>なお、それぞれの推進方法等については、国、県のひな形に沿った形で記載させていただきました。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。この指針により、浅川町農業委員会として農地等の利用の最適化の推進をしていただくということになりますので、皆様のご審議をいただき、決定をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の議案朗読および説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>局長より、この指針については推進委員の意見を聞かなければならないとされていると説明ありましたので、推進委員の方からご意見ありましたら、発言のほどよろしく願いいたします。</p>
川音委員	はい。
会 長	はい。
川音委員	最後のページの③番、農地の利用権設定等というのは、どういうことなのか。利用権設定の中で、今現在、中間管理機構にお任せしますという農家の人がいるのです。その場合に、中間管理機構の中で契約書みたいなものを取り交わしてあるのですか。
事務局長	はい、してあります。
川音委員	そうしますと、登記関係はどうなるのですか。
事務局長	登記は関係ありません。賃借権です。この農地中間管理機構ですと基本的に10年なのですが、農地法の3条の許可につきましては自動更新があるのですが、農業経営基盤強化法に基づくものについては10年で切れるということなので、そこで再設定という言葉が出てきます。
会 長	その他ありますか。
佐藤委員	ちょっと参考の部分なのですが、担い手の育成・確保の中で基本構想水準到達者というのはどのような人のことを言うのですか。
木谷主査	基本構想水準到達者と言いますのは、2番の(1)の担い手への農地利用集積

	<p>目標の下にある注1、先ほど言いました浅川町において策定されております基本的な構想というものがあまして、こちらの中に農業の収入等の記載がありまして、その水準に到達しているものということになります。</p>
会 長	<p>佐藤委員、その説明で良いですか。</p>
佐藤委員	<p>その認定農業者の中での水準到達者ということですか。</p>
木谷主査	<p>はい、そうです。認定農業者は、認定農業者になるときに経営の計画書等上げるわけなのですが、目標とか。その水準に到達するという形です。</p>
会 長	<p>よろしいですか。その他ありますか。 それでは、意見がありませんので、農業委員の採決を取ります。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号、浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については原案のとおり決定いたします。 次に、その他に入ります。(1)平成29年度稲作作況調査について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>先ほど総会が始まる前の本日お配りの資料の確認の際に、木谷の方からも説明がありましたが、再度確認いたします。「平成29年度稲作作況調査地区別割当表」をご覧いただきたいと思います。地区の割り当てについては、こちらで勝手ながら班分けをさせていただきました。◎の方に班長をお願いしたいと思います。各班の最後に名前がある○印の方については、運転をお願いしたいと思います。車はプール側の方に準備してありますので、お集まりいただきたいと思います。</p> <p>調査の方法ですが、まず東大畑の田んぼなのですが、小湊整骨院さんの裏側の方から真っすぐ東大畑の方に国道を渡って、集落手前の左側の田んぼに行きます。そこで銘柄と平均反収について目揃えを行いたいと思います。その後、班ごとに各地域を見ていただき、この割り当て表の調査地区名のある集落ごとに、1班であれば大草・中里・根岸・松野入の4ヶ所、以下2班は福貴作・里白石というように検討をお願いしたいと思います。班長さんには、調査票に記載するものがありますので、そこに調査結果を記載していただいて、再度ここにお集まりいただいた中で報告をお願いしたいと思います。今、1時50分ですので、3時頃を目安に再開したいと思います。3時頃を目安にこちらにお集まりいただきたいと思います。</p>
会 長	<p>作況調査について、何か確認したいことはありますか。</p>

2 番	よろしいですか。
会 長	はい。
2 番	坪刈り等をやるようになるのですか。
事務局長	今までは、目観的なところでやっておりました。
2 番	はい。
会 長	各地区の見る場所というのは、今までは決まっていなかったのですか。
木谷主査	補足説明しますが、各地区で見る田んぼにつきましては、班長さんを中心に、その地区で平均的だと思われる田んぼを抽出していただきまして、そちらでお願いしたいと思います。東大畑の標準田といわれる場所までにつきましては、全員がプール側の公用車のところに集まり次第、事務局の運転を先頭に行きたいと思いますので、各班の運転される方はその後をついてきていただければと思います。上着を着替えていただいて、準備が出来次第プール側の方にお集まりいただきたいと思います。鍵は公用車に付いています。
会 長	それでは総会はいったん休議します。3時まではこちらに戻ってきてください。 (休議13時55分) (再開15時35分)
会 長	作況調査、大変お疲れ様でした。全員揃いましたので、再開いたします。それでは、作況の状況を1班の佐川委員から報告をお願いします。
6 番	はい。大草、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。中里、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。根岸、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。松野入、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	はい、ありがとうございます。続きまして、2班の鈴木委員をお願いします。
3 番	はい。福貴作、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。里白石、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	はい、続きまして3班の大河内委員をお願いします。
9 番	はい。染、540キロ、9俵、コシヒカリ。小貫、540キロ、9俵、コシヒカリ。太田輪、ひとめぼれが510キロ、8.5俵。コシヒカリ、540キ

	ロ、9俵。以上です。
会 長	ありがとうございました。続きまして4班の角田委員お願いします。
7 番	はい。東大畑、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。畑田、反収450キロ、7.5俵、コシヒカリ。山白石、420キロ、7俵、コシヒカリ。反収390キロ、6.5俵、ひとめぼれ。以上です。
会 長	はい、ありがとうございました。続きまして5班の酒井委員お願いします。
2 番	はい。浅川、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。滝輪、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。箕輪、540キロ、9俵、コシヒカリ。袖山、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	はい、ありがとうございました。5班すべての報告が終わりましたので、あとは事務局の方から説明をお願いします。
事務局長	はい。今ご報告いただきました結果につきましては、事務局で取りまとめて次回総会時にお配りしたいと思います。以上です。
会 長	作況について、何か質問等ありましたらお願いします。
2 番	ちょっと良いですか。
会 長	はい、酒井委員どうぞ。
2 番	箕輪地区を見て回りまして、非常に素晴らしい稲であったとご報告に加えさせていただきます。
会 長	はい、分かりました。 その他なければ事務局からお願いします。
事務局長	はい。まず次回の総会ですが、10月17日火曜日、午後1時30分を予定しております。 次ですが、お配りしてあります、9月1日の研修会の会計報告となっております。 それから、平成29年度福島県下農業委員会大会開催要領という1枚のペーパーがあります。日にちが11月14日火曜日になります。場所は、福島市飯坂町のパルセいいざかというところで行います。午前10時からですので、ちょっと早めになりますが8時前、7時40分頃の出発を考えております。町の福祉バスで行きます。次回の総会の議案等と一緒に、案内を送らせていただきます。欠席される場合については、次回総会の時にでもご報告をいただきたいと思ひます。

	<p>県下農業委員会大会が11月14日で、同じ週にまた総会があります。予定が続きますが、よろしくお願ひしたいと思います。14日の大会の時に、例年ですと大会自体が午後0時30分まで、その後昼食を四季の里で取っていたようでございます。その辺も含めた旅費については、前回のハワイアンズと同じ様に1,300円の旅費が支給されます。会費等につきましては、昨年度は4,000円ほどその時徴収してやっていたようです。その辺についてご協議をいただきたいと思ひます。</p> <p>それから、今回の農業委員会の体制が変わり、農地利用の最適化推進ということで、関係機関、私ども農業委員会はもちろんです、その他関係機関としまして、農協とか須賀川普及所さん、福島県の農業会議、更には中間管理機構等々、総会終了後ではあります、意見交換や勉強会等、色々な懇談会を開催したいと考えています。それにつきましては、11月の総会終了後に開催したいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、14日の件についてご協議いただきたいと思ひます。</p>
会 長	<p>はい。では協議いたします。今、事務局から11月14日の件で話がありましたが、例年通り四季の里で、昼食を兼ねた懇親会を日当の1,300円プラス会費4,000円で例年どおりやってはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしの意見が多数ですので、そのような形で進めていきますので、ご協力のほどお願ひいたします。それから、四季の里から帰ってきてからはどのようにしますか。そのまま解散するか安着祝いをやるか。</p>
9 番	<p>会費と言うのは、四季の里のみでの金額ですか。</p>
事務局長	<p>会費をいただいて、余れば通帳に戻すような形にしたいと思ひます。</p>
会 長	<p>では、約1時から3時頃まで懇親会をするということで、その後また2時間くらいかけて帰ってくるのですが、安着はどうしますか。</p>
事務局長	<p>11月14日は、帰ってきてから安着をやる予定にします。会費制で。</p>
会 長	<p>その他皆さんからありませんか。 それでは、以上を持ちまして第3回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願ひます。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)